国立大学法人九州大学マス・フォア・インダストリ研究所
スタディグループ・ワークショップ規約

（名称・目的）

第１条　国立大学法人九州大学マス・フォア・インダストリ研究所（以下「IMI」という。）は、以下を目的としたスタディグループ・ワークショップ（英文名：Study Group Workshop。以下「SGW」という。）を実施する。

(1)　産業界における課題及び関連する数学的問題の解決への寄与

(2)　数学を軸にした産業界との共同研究や連携活動のシーズ・ニーズのマッチングの促進

(3)　学生参加者に対する産学連携の短期実践教育の提供

(4)　産業数学に関する開かれた場での議論及び情報発信の促進

二　本スタディグループ・ワークショップ規約（以下「本規約」という。）は、SGW への参加にあたり、第８条に定める SGW 構成員が遵守すべき事項を定める。

第１章　SGW における課題の出題

（出題の提案）

第２条　第８条に定める運営組織は、SGW 開催日の６月前を目途に、SGW ホームページ上で開催及び課題募集の告示を行う。

二　SGW において課題の出題を希望する者（主として企業の担当者。以下「課題提出者」という。）は、SGW ホームページに課題の概要を提出する。

三　提出に際し、次の項目の記載を求める。

(1)　課題提出者の氏名及び連絡先（メールアドレス）

(2)　課題提出者の所属（企業名、部署名等）

(3)　課題のタイトル

(4)　課題の概要

(5)　SGW 構成員が利用できるデータ（以下「提供データ」という。）の有無

(6)　課題に関するその他の参考資料（課題の採否の検討及び出題に向けた助言に資するもの）

四　課題提出者は、必要があればコーディネータを行う教員（以下「コーディネータ教員」という。）の指名について希望を述べることができる。

（課題の採択）

第３条　提出された課題の採否は、運営組織の審査をもって決定する。採択された課題（以下「採択課題」という。）のみが SGW ホームページで一般公開され、SGW 当日の課題とする。

二　運営組織は、採択課題について、コーディネータ教員を指名する。

（課題採択後の手続き）

第４条　運営組織は、審査後速やかに、課題提出者に対し、課題の採否を通知する。

二　課題提出者は、コーディネータ教員の助言を求めつつ、採択課題の精査及び再整理を行い、採択課題にかかる出題問題の設定の準備を進める。その際、必要があれば、運営組織は、関連の数理シーズを有する研究者を紹介し、その助言を受けるよう提案することができる。

三　採択課題については、一般参加者を募集する際に、以下の各号に記載する情報をSGWホームページで一般公開する。採択課題の課題提出者は、これらの一般公開に同意しなければならない。

(1)　課題提出者の氏名

(2)　課題提出者の所属（企業名、部署等）

(3)　課題のタイトル、概要

(4)　課題の詳細（本条第四項第(2)号に定める個人情報等を除く提供データ及び第２条第三項第(6)号に定めるものを含む。）

四　採択課題の課題提出者は、自身の責任において、以下の項目を遵守しなければならない。

(1)　提供データを提供する場合、原則として、個人情報の保護に関する法律及び関連法規（以下「個情法」という。）に定める個人情報（以下「個人情報」という。）は含めてはならない。

(2)　SGW構成員間での議論を遂行するに際して、個人情報または個情法に定める匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を含んだ提供データを提供する場合には、事前にその旨を明示する。また、当該提供において、個情法に定める学術研究機関等への開示に関する特例は適用されないこと及びその生成、取得及び提供等について、個情法に定められている手続きを遵守していることを保証しなければならない。

(3)　第三者（採択課題を提出する企業の顧客や連携先等）が権利を有する提供データを提供する場合は、SGW構成員へデータを提供すること及びSGWホームページで一般公開されることについて、権利を有する者の同意を事前に得なければならない。

五　SGW構成員は、前項第(2)号に従って提供される個人情報等を含んだ提供データを受領した場合には、個人情報等の取り扱いについて個情法の定めを遵守する。

第２章　関連情報の取り扱い

（情報、成果物の取り扱い）

第５条　SGWにおいて取り扱う情報は、公開可能なものに限り、以下の各号の情報は、原則としてSGWホームページにて一般公開するものとする。なお、特定の団体や個人、またはSGW構成員との間で、秘密保持を負う契約やこれに類する合意を締結することは認められない。

(1)　採択課題の内容（第４条第三項の各号に記載の情報）（公開は一般参加者募集日以降に行う。）

(2)　SGWの開催期間の開始日から終了日までの期間（土曜日、日曜日及び祝日、並びに開催時間以外の時間を含む。以下「SGW会期」という。）に行われたSGW構成員間での議論で授受された情報のうち、その形式を問わず、採択課題及びその解決策に関するもの（公開はSGWの開催期間の終了直後に行う。）

(3)　最終報告会においてSGW構成員が作成した発表資料及び発表時に共有される資料（公開はSGWの開催期間の終了直後に行う。）

二　前項(2)号及び(3)号またはSGW会期中に創出した一切の成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権は、原則として創出した者に帰属する。創出者が複数の場合は、当該創出者らの共有となる。著作権者は、当該成果物のうち、プログラムの著作物及びデータベースの著作物並びにこれらに付随する仕様書等のドキュメント（以下「プログラム等」という。）に関する著作権について、SGW構成員に対し、別途合意された利用条件に基づき利用する権利を許諾することができる。プログラム等以外のその他の成果

物に関する著作権については、SGW 構成員に対し、非独占的、サブライセンス権付きかつ無償で自由に利用できる権利（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）を許諾することに同意する。ただし、製品開発等の商業的な利用は除外する。また、著作権者は、SGW 構成員による当該成果物の利用に対し、著作者人格権を一切行使しない。

三　SGW 構成員は、SGW 会期中において提供したアイデアやノウハウを公知のものとし、人類の共有財産として、SGW 構成員及び第三者に対しても無償で自由に利用させるものとする。また、成果物に関する特許権等の著作権以外の知的財産権については一切の権利を主張しない。

四　SGW 構成員は、SGW における活動に関して、法令及び公序良俗に違反せず、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならない。

五　第４条第二項に定める採択課題の精査及び再整理を行う過程で創出された知的財産権またはその取扱いについて、本条第二項から第四項の定めを準用する。

第３章　参加者の募集

（募集）

第６条　運営組織は、遅くとも開催日の２月前までに、SGW ホームページ上に参加者募集の告示を行う。

（参加手続き）

第７条　参加希望者（採択課題提出者及び一般参加者を含む。）は、SGW ホームページより参加申込を行い、参加登録を行う。

二　運営組織は、本条第四項に定める要件について確認を行い、確認後、速やかに参加登録が行われた旨を参加希望者に対して通知する。

三　参加希望者は、本条第一項に定める参加申込をもって、本規約に同意したものとみなされる。また、課題提出者については、第２条第二項に定める SGW ホームページに課題の概要を提出することをもって、本規約に同意したとみなされる。

四　参加希望者は、特にその所属を問わない。ただし、以下の条件に当てはまる場合については、運営組織は参加を認めないことがある。

(1)　暴力団等の反社会的組織及び団体に所属する場合
(2)　過去に犯罪歴があるなど、会議場所での混乱の要因になる可能性がある場合
(3)　過去に SGW に参加登録をしながら、実際には欠席を繰り返す場合
(4)　その他、SGW の適切な運営を阻害する可能性がある場合

五　参加希望者は、特定の団体及び他の参加者その他 SGW 構成員との如何なる秘密保持にかかる契約も認めない。

第４章　運営

（SGW 構成員）

第８条　SGW は、以下の者をもって構成する。

(1)　運営委員３名程度からなる運営組織
(2)　事務局
(3)　モデレータ
(4)　学生モデレータ
(5)　コーディネータ教員
(6)　採択課題提出者
(7)　一般参加者

二　運営組織は IMI に置く。

（運営委員）
第９条　運営委員は５年程度の長期間にわたって継続的に業務を行う「長期運営委員」及び各年毎に選出される「単年度運営委員」から構成される。
二　長期運営委員は、以下の者とする。
(1)　IMI「リエゾン戦略部門」の教員（１名以上）
(2)　同部門が任命した IMI 教員
三　単年度運営委員は、SGW の開催告知をホームページ上で行ったタイミングで、長期運営委員の合議の上、IMI 教員の中から２名程度を選出する。

（事務局）
第１０条　SGW 事務局は、以下の者で構成し、運営組織が指名する。
(1)　九州大学理学部等事務部総務課数理・IMI 係に所属する事務職員

（モデレータ、学生モデレータ）
第１１条　モデレータは、IMI 等に所属する教員等の中から、運営組織が課題ごとに指名及び任命する。
二　学生モデレータは、SGW への参加登録を行った九州大学大学院数理学府、マス・フォア・イノベーション連係学府等に所属する学生の中から、運営組織及びモデレータが合議し、運営組織が指名及び任命する。

（SGW の基本的な進め方）
第１２条　SGW は、原則以下の手順に沿って進める。
(1)　採択課題の課題提出者及びコーディネータ教員によって事前準備された採択課題の口頭発表
(2)　SGW 構成員による、各採択課題の解決に向けた集中討議
(3)　最終日の最終報告会における各課題の進捗及び成果報告
二　SGW の開催期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く連続する数日間を原則とする。ただし、運営組織の判断によって、開催期間を変更することができる。

（活動経費・参加費）
第１３条　SGW の開催にかかる会場運営及び設備調達に関する諸経費は、IMI の運営経費より支出する。SGW 構成員から参加費は徴収しない。

（解散）
第１４条　運営組織は、当該年度の SGW 終了後、運営組織の決議を持って解散する。

第５章　その他

（免責）
第１５条　SGW 構成員は、SGW が行われている施設の設備、機械、装置等を運営組織の指示に従って使用するものとし、SGW 会期中に発生した事故による身体または財産上の損害について、IMI は一切の責任を負わないことに同意する。

（争議）
第１６条　SGW に関する係争は、福岡地方裁判所にて管轄する。

（その他）
第１７条　本規定の改定及び本規約に定めのない事項については、運営組織の合議によって決定する。

（附　則）
この規約は、令和７年３月１２日に施行し、令和６年１２月１日から適用する。